

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 6 年 7 月 18 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：イオンタウン仙台泉大沢

所在地：仙台市泉区大沢一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社

代表取締役 加藤 久誠

千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①荷さばき施設の位置及び面積

番号	変更前		変更後		備考
	位置	面積	位置	面積	
1	建物西側	236.41 m ²	建物西側	236.41 m ²	
2	建物西側	189.00 m ²	建物西側	189.00 m ²	
3	建物北側	65.80 m ²	建物北側	65.80 m ²	
4			敷地北東側	42.00 m ²	新設棟
	合 計	491.21 m ²	合 計	533.21 m ²	

②廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前		変更後		備考
	位置	面積	位置	面積	
1	建物西側	25.072 m ³	建物西側	25.072 m ³	
2	建物西側	23.932 m ³	建物西側	23.932 m ³	
3	建物北側	9.824 m ³	建物北側	9.824 m ³	
4			敷地北東側	1.510 m ³	新設棟
	合 計	58.828 m ³	合 計	60.338 m ³	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前		変更後	
	位置	時間帯	位置	時間帯
1	建物西側	9時00分～翌午前9時00分	建物西側	9時00分～翌午前9時00分
2	建物西側	9時00分～翌午前9時00分	建物西側	9時00分～翌午前9時00分
3	建物北側	6時00分～10時30分	建物北側	6時00分～10時30分
4			敷地北東側	22時00分～翌午前4時00分

3 変更する年月日

令和7年3月13日

4 変更する理由

敷地内に建物を新設(413.11㎡)することに伴い、荷さばき施設の位置及び面積と廃棄物等の保管施設の位置及び容量が変更となるため。なお、当該面積の増については、法第6条第2項に該当しない。

5 届出年月日

令和6年7月12日

6 縦覧場所

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・人材支援課

7 縦覧期間

令和6年7月18日から令和6年11月18日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

8 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

(経済局産業政策部商業・人材支援課)